後期高齢者医療保険に加入している皆さんへ

後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療保険料は、被保険者の皆さんに均 等に負担していただく「均等割額」と、所得に応じ て負担していただく「所得割額」を合計して個人ご とに決まります。その均等割と所得割の額・率(保 険料) は各都道府県の広域連合で2年ごとに設定され ます。

*平成27年度の保険料

均等割額	42,960円
所得割額	住民税基礎控除(33万円)後の 総所得額に8.56%を乗じた額

- ※保険料限度額:一人当たり年額57万円
- ※所得の少ない方や後期高齢者医療保険に加入する 前日に被用者保険(社会保険・共済組合・健保組 合)の被扶養者だった方は軽減措置が受けられま す。平成27年度の保険料額は平成26年中の所得に 基づいて計算し、7月末までに通知します。
- ※自動的に預貯金口座から振替納付される「口座振 替! が便利で安全ですので、最寄りの金融機関で 手続きしてください。

短期被保険者証について

特別な理由がなく保険料を滞納したままの方は、 通常の被保険者証より有効期間の短いものが交付さ れます。交付の際には納付方法の相談を行います。 保険料は期間内に納めましょう。

一部負担金等免除証明書について

現在お使いの免除証明書の有効期限は7月31日で す。8月1日から平成28年3月31日まで有効となる免 除証明書は、要件を満たしている方へ7月末までに送 付します。

後期高齢者医療制度被保険者証について

現在お使いの被保険者証(ミドリ色)の有効期限 は7月31日です。新しい被保険者証(オレンジ色)は 7月末までに送付しますので、8月1日からお使いくだ さい。有効期限切れのものは8月1日以降に返却して ください (郵送可)。

※被保険者証は転送不可の簡易書留で郵送するため、 都合により住民登録を変更せずに転居されている 方は、届かない場合があります。保険年金課医療 係まで送付先の住所を届け出ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証について

現在お使いの認定証の有効期限は7月31日です。 8月1日以降も引き続き要件(住民税非課税)を満た している方には、新しい認定証を被保険者証と一緒 に送付します。

※同じ医療機関でひと月の窓口支払いが一定の金額 でとどめられ、入院・外来の診療とも適用になり ます。認定証をお持ちでない方で要件(住民税非 課税)を満たしている方が交付を受けるには申請 が必要です。

申請に必要なもの

- ①後期高齢者被保険者証
- ② 印鑑



問 保険年金課医療係☎355-6519 宮城県後期高齢者医療広域連合 **2**266-1021、266-1026

国民健康保険に加入している皆さんへ

国民健康保険限度額適用認定証・標準負担 額減額認定証の更新について

現在お使いの「限度額適用認定証・標準負担額減 額認定証 | の有効期限は7月31日です。

8月以降も引き続き使用する場合は更新手続きが 必要です。更新の受け付けは7月27日月からです。

手続きに必要なもの

- ①国民健康保険被保険者証
- ②高齢受給者証(70歳~75歳未満の方)
- ③旧認定証
- ④印鑑(認印可・スタンプ印不可)
- ※「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」の 発行には、世帯主と国民健康保険に加入している 方全員の所得の申告が必要です。申告がお済みで ない場合、正しい区分での発行ができない場合が あります。

国民健康保険高齢受給者証の更新について

現在お使いの高齢受給者証の有効期限は7月31日 です。新しい受給者証は7月末までに送付しますの で、8月1日からお使いください。また、一部負担 金(窓口での支払金額)の割合が前年所得などによ り変更になる場合もありますので、ご確認ください。 ※社会保険などにご加入の方は、事業所または保険 者へお問い合わせください。

一部負担金等免除証明書について

現在お使いの免除証明書の有効期限は7月31日で す。8月1日から平成28年3月31日まで有効の免除 証明書は、要件を満たしている方へ7月末までに送 付します。

ご不明な点はお問い合わせください。

問 保険年金課給付年金係☎355-6503